

○ 毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（毒物）</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一 六の二（略）</p> <p>六の三 三―クロロ―・二―プロパンジオール及びこれを含有する製剤</p> <p>六の四 六の九（略）</p> <p>七 二十四の三（略）</p> <p>二十四の四 一―（四―フルオロフェニル）プロパン―二―アミン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤</p> <p>二十四の五（略）</p> <p>二十五 三十一（略）</p> <p>（劇物）</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p> <p>一 四の四（略）</p> <p>四の五 三―アミノメチル―三・五―トリメチルシクロヘキシルアミン（別名イソホロンジアミン）及びこれを含有する製剤。ただし、三―アミノメチル―三・五―トリメチルシクロヘキシル</p>	<p>（毒物）</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一 六の二（略）</p> <p>六の三 六の八（略）</p> <p>七 二十四の三（略）</p> <p>二十四の四（略）</p> <p>二十五 三十一（略）</p> <p>（劇物）</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p> <p>一 四の四（略）</p> <p>四の五 三―アミノメチル―三・五―トリメチルシクロヘキシルアミン（別名イソホロンジアミン）及びこれを含有する製剤</p>

ミン六%以下を含有するものを除く。

四の六〜三十一の二 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) (略)

(84) シクロヘキシリデンーオートリルアセトニトリル及びこれを含有する製剤

(略)

(85) (略)

(111) ノナーニ・六―ジエンニトリル及びこれを含有する製剤

(112) (略)

(118) (ニZ) ―ニ―フェニル―ニ―ヘキセンニトリル及びこれを含有する製剤

(略)

(119) (略)

(129) (Z) ―ニ―「ニ―フルオロ―五―(トリフルオロメチル)フ

エニルチオ]―ニ―「三―(ニ―メトキシフェニル)―・三―

チアゾリジン―ニ―イリデン]アセトニトリル(別名フルチアニ

ル)及びこれを含有する製剤

(130) (略)

(140) ニ―「ニ―(プロピルスルホニルオキシイミノ)チオフエン―

三(ニH)―イリデン]―ニ―(ニ―メチルフェニル)アセトニ

四の六〜三十一の二 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) (略)

(84) (略)

(110) (略)

(115) (略)

(116) (略)

(125) (略)

(126) (略)

(135) (略)

(略)

トリル及びこれを含有する製剤

(141) |
 (160) |
 (略)

ニ―メチルデカンニトリル及びこれを含有する製剤

(162) |
 (169) |
 (略)

三十三〜五十四の二 (略)

五十四の三 二・二―ジメチル―二・三―ジヒドロ―ベンゾフラ
ン―セ―イル||N―〔N―(二―エトキシカルボニルエチル)―N
―イソプロピルスルフェナモイル〕―N―メチルカルバマート(別
名ベンフラカルブ)及びこれを含有する製剤。ただし、二・二―ジ
メチル―二・三―ジヒドロ―ベンゾフラン―セ―イル||N―〔
N―(二―エトキシカルボニルエチル)―N―イソプロピルスル
フェナモイル〕―N―メチルカルバマート六%以下を含有するものを
除く。

五十五〜百の十 (略)

百の十一 五―メトキシ―N・N―ジメチルトリプタミン、その塩類
及びこれらのいずれかを含有する製剤

百の十二〜百の十七 (略)

百一〜百九 (略)

2 (略)

(136) |
 (155) |
 (略)

(156) |
 (163) |
 (略)

三十三〜五十四の二 (略)

五十四の三 二・二―ジメチル―二・三―ジヒドロ―ベンゾフラ
ン―セ―イル||N―〔N―(二―エトキシカルボニルエチル)―N
―イソプロピルスルフェナモイル〕―N―メチルカルバマート(別
名ベンフラカルブ)及びこれを含有する製剤。ただし、二・二―ジ
メチル―二・三―ジヒドロ―ベンゾフラン―セ―イル||N―〔
N―(二―エトキシカルボニルエチル)―N―イソプロピルスル
フェナモイル〕―N―メチルカルバマート一%以下を含有するものを
除く。

五十五〜百の十 (略)

百の十一〜百の十六 (略)

百一〜百九 (略)

2 (略)